



歴史の薫るまちづくり



二川宿景観形成地区整備計画



平成28年11月改訂版

豊橋市



東の柵形に沿って建ち並ぶ駒屋（市指定有形文化財）と東駒屋

## 目次

■	はじめに	1
■	1 二川宿景観形成地区の概要	2
■	2 二川宿の歴史・まち並み・祭り	4
■	3 まちづくりの方針	14
■	4 景観形成基準	15
■	5 基準の解説	18
■	6 届出のあらまし	34
■	7 条例・規則(抜粋)	35
■	8 参考:まちづくり団体の協定	36
■	9 二川宿景観形成地区の経緯	39

## ■はじめに

ふたがわしゆく  
二川宿は東海道五十三次の三十三番目の宿場町として栄え、戦災による影響を免れたことなどから、今でも宿場町特有の町割りや歴史的な建造物が残っています。また、地域の人々により神社の例祭などの伝統文化が脈々と継承されてきています。

豊橋市では、この歴史的な環境を永く後世の人々へ引き継ぐため、昭和58年から各種調査をおこない、「二川宿本陣」をはじめとした文化財の復元改修や、江戸時代の旅などに関する資料の展示公開を進めてきました。

しかし一方で、街道沿いの家屋の建て替えが時代とともに個別に進み、歴史的なまち並み景観が徐々に失われつつあります。

このような状況の中、かつての宿場町の東端にあたる二川町字東町の住民の方々が集まり、まち並み景観を考える活動が始まりました。その活動が徐々に広がり、平成19年7月に二川町の3つの町(中町、新橋町、東町)の街道沿いの住民の方々などにより「二川宿まちづくり会」が設立され、本格的な活動が始まりました。

そこで、豊橋市はこの会の活動区域を「豊橋市まちづくり景観条例」の「まちづくり景観形成地区」に指定し、住民主体のまち並み景観の基準づくりを豊橋技術科学大学とともに支援してきました。その結果、平成20年9月に、住民同士のまちづくりの約束事である「二川宿まちづくり協定」が会の協定として締結されました。

その2年後の平成22年には、「二川宿まちづくり会」の取り組みをつないでいこうと二川町に隣接する大岩町東の住民の方々により、「大岩町東まちづくり会」が設立され、市は平成22年10月に景観形成地区を拡大、平成23年7月には「大岩町東まちづくり協定」が締結されました。

さらに平成27年には、大岩町東に隣接する大岩町中の住民の方々により、「大岩中まちづくり会」が設立され、市は同年8月に景観形成地区を拡大、平成28年4月には「大岩中まちづくり協定」が締結されました。

この整備計画は、「二川宿まちづくり会」と「大岩町東まちづくり会」、「大岩中まちづくり会」の三つの協定を基に、「二川宿景観形成地区」のまち並み景観の基準等を定めたものです。今後は、この計画に沿って協働でまちづくりを進め、歴史の薫る美しいまち並み景観の形成を図ります。



東海道五拾三次之内 二川 猿ヶ馬場(保永堂版)天保四年(1833)頃 歌川広重画

# 1

## 二川宿景観形成地区の概要

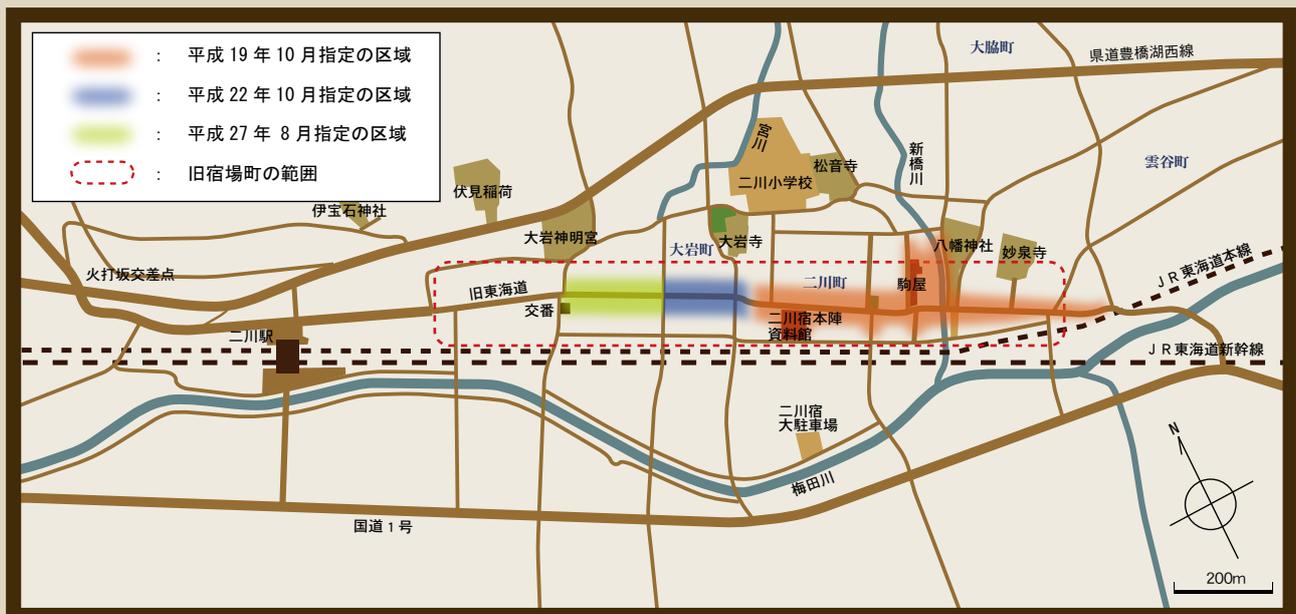
### (1) 景観形成地区とは

「景観形成地区」とは、住民主体のまち並み景観形成を積極的に支援し景観形成を重点的に図る区域で、「豊橋市まちづくり景観条例」に基づき指定するものです。

民地内の建築物や門扉などは個人のものであっても、その集合体である「まち並み」は皆のものです。ひとりひとりが周辺との関係に配慮し、調和のとれた美しいまち並みをつくることを目的としています。

### (2) 二川宿景観形成地区の区域

二川宿景観形成地区は、旧東海道二川宿の歴史的なまち並みを活かした景観形成を図る区域として、下記の範囲を指定しています。



## ◆二川宿景観形成地区の区域

下記に掲げる公共空間とこれらに接する敷地及び空地

### 平成19年10月指定の区域

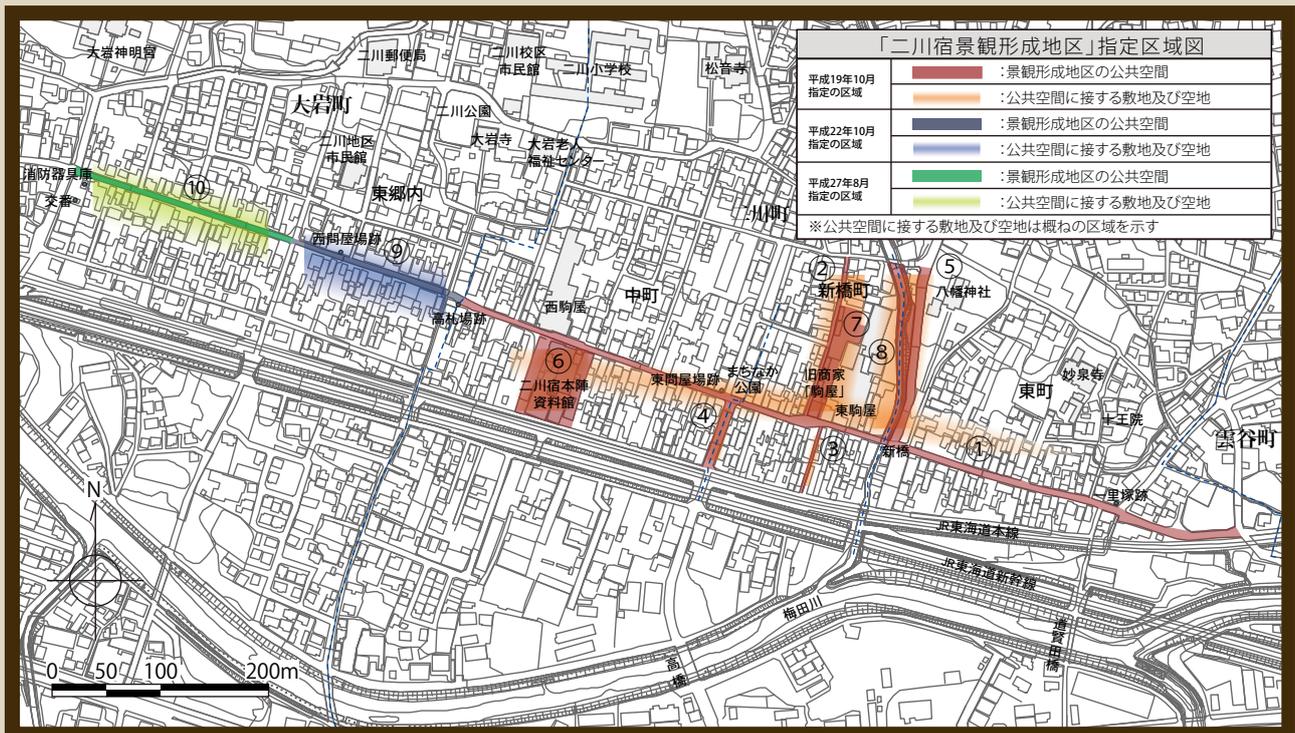
- ①市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕  
(大岩町・二川町境～JR東海道本線北交差点) ……延長：760m
- ②市道二川町87号線(瀬古道の区間)及びその延長線の認定外道路 ……延長：152m
- ③市道二川町34号線(全区間) ……延長：66m
- ④市道二川町・細谷町2号線(旧東海道～JR東海道本線北交差点) ……延長：65m
- ⑤市道大脇町・二川町22号線(旧東海道～北裏橋東交差点) ……延長：165m
- ⑥二川宿本陣資料館(豊橋市指定史跡「二川宿本陣」、  
豊橋市指定有形文化財旧旅籠屋「清明屋」)敷地 ……面積：4,580㎡
- ⑦豊橋市指定有形文化財旧商家「駒屋」敷地 ……面積：1,815㎡
- ⑧準用・普通河川「新橋川」(北裏橋～新橋) ……延長：165m

### 平成22年10月指定の区域

- ⑨市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕  
(大岩町204号線交差点西端～大岩町・二川町境) ……延長：167m

### 平成27年8月指定の区域

- ⑩市道大岩町・二川町59号線〔旧東海道〕(起点～大岩町204号線交差点西端) ……延長：211m



# 2

## 二川宿の歴史・まち並み・祭り

### (1) 二川宿の成り立ち

二川宿は江戸日本橋側から数えて三十三番目、遠江国とおとうみのくにより三河国に入って最初の宿場でした。慶長6年(1601)、徳川家康が東海道に宿場を設置した当初からの宿と言われており、当初は東西に12町(約1.3km)ほど離れた二川村(二川村元屋敷)と大岩村(大岩村元屋敷)の二村で一宿分の役目をはたしていました。

しかし、両村は離れていたため不都合で、参勤交代などで交通量が増えると経済的に行き詰ってしまいました。そこで、寛永二十年(1643)に吉田藩領から幕府領に移され、翌正保元年(1644)に両村は現在地に移転し、二川とかしく加宿大岩からなる一続きの宿場町となりました。

二川と加宿大岩では定められた100人の人足と100疋の馬を等分に負担しましたが、加宿であった大岩では旅籠屋を営業して、旅人を泊めることはできませんでした。

二川宿は、東海道五十三次の中では比較的小規模な宿場町で、天保14年(1843)の記録では、加宿大岩を含めて人口で42番目(1,468人)、家数で41番目(328軒)、旅籠屋数では36番目(38軒)でした。宿場内は二川が東から東町、新橋町、中町の3町からなり、加宿大岩は中町、茶屋町の2町からなっていました。まち並みの長さは12町16間(約1,340m)で、2か所に街道を屈曲させたますがた枅形が設けられていました。



#### 二川村・大岩村の移転と二川宿の成立

江戸時代以前は、二川村と大岩村は梅田川の南(それぞれ本郷の地)にあったと伝えられている。その後、二川村は天正13年(1585)頃に本郷の地から元屋敷へ、大岩村は天正11年(1583)に本郷から元屋敷へ移ったと記録にある。現在地へは、両村とも正保元年(1644)に移転し一続きの宿場となった。

二川宿は  
離れていた二つの農村を  
宿場の業務のために  
計画的につくりかえた町であった



#### 問屋場(荷物の中継場所)の風景

宿場から宿場へ荷物が順に運ばれていった。東海道では53の宿場で荷物を継ぎ送ったので東海道五十三次といわれた。



#### 旅人の風景

大名行列や商人、伊勢参宮の庶民など数多くの人々が二川宿を行き交っていた。

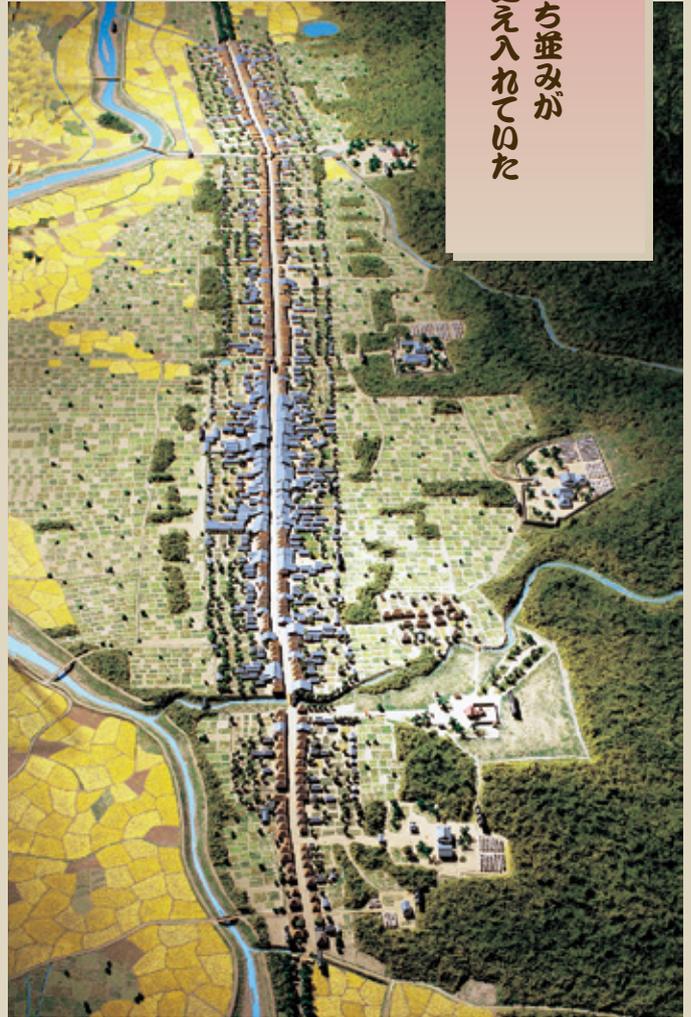


軒の連なる  
落ち着いたまち並みが  
旅人たちを迎え入れていた

## (2) 二川宿のまち並み

計画的に建設された二川宿は、間口が狭く奥行き  
の長い宿場町特有の宅地割りが行われ、街道に  
沿って家々が軒を連ねていました。また、寺院や神  
社は比較的土地の高いまち並みの北側ににつくら  
れました。本宿である二川には、東から東町、新橋町、  
中町の3町が並び、江戸時代後半には新橋町の  
北側に瀬古町が形成されました。宿場の中心は中  
町にあり、本陣、脇本陣、旅籠屋などの宿泊施設  
や、人馬の継立を行う問屋場などが集中していま  
した。宿場の東の入口には江戸より72里目の一里塚  
があり、榎の木が植えられていました。

一方、加宿大岩は、東から中町、茶屋町の2町が  
あり、中町には問屋場があり、茶屋町の西端には立  
場茶屋が置かれていました。



日差しをこのま  
雨宿りのできる軒下は  
人々にやすみを与えていた



二川宿絵図(江戸時代後期)

街道沿いに建ち並ぶ家々や2か所の枡形、街道北側の寺社が描かれている。この図では、本陣、脇本陣、旅籠屋などが集中していた宿場中央付近に瓦葺きの家が多かったことが分かる。



①二川駅付近から東を望む：昭和27年(1952)頃  
宿場町の前後にあった松並木の面影が残っている。通り沿いには、明治期から栄えた製糸業の建物が見られる。



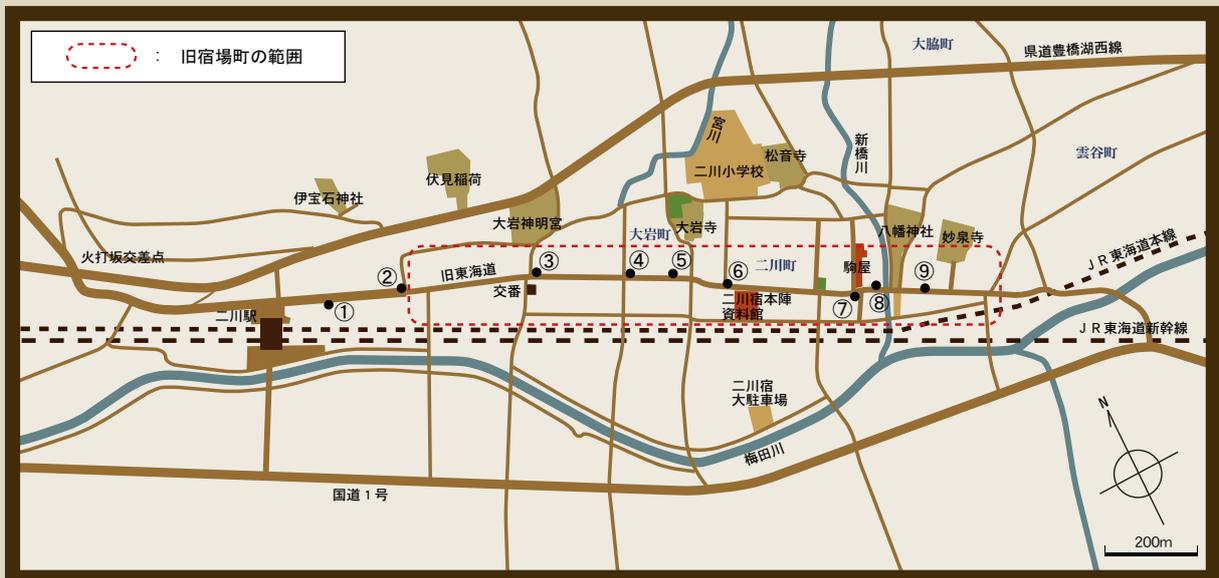
②旧宿場の西入口から東を望む：昭和34年(1959)  
江戸時代、宿場の西入口であったこの付近は、茶屋町といい旅人を相手とする立場茶屋があった。



③大岩町字西郷内より西を望む：昭和33年(1958)  
大岩神明宮の前を流れる宮川に架かる橋が見える。切妻平入り\*のまち並みが続いている。



④大岩町字東郷内より西を望む：昭和34年(1959)  
オート三輪が走るのどかな通り。右のレンガ造りの壁は現在でも見ることができる。



古写真の位置図



⑤西の枡形 西から東を望む：昭和33年(1958)  
 まだ車の往来が少なく、通りは人々の生活の場としてにぎわっていた。  
 江戸時代には、ここに高札場(幕府などが禁令などを板札に書き掲示した場所)があった。



⑥西の枡形 東から西を望む：昭和33年(1958)  
 ほとんどの建物が切妻平入り\*で、所々に新しい形の店などが建ち始めている。通りには子供たちが自由に歩く様子がうかがえる。



⑦東の枡形 西から東を望む：昭和34年(1959)  
 左端の建物は、「駒屋(市指定有形文化財)」、その横に建ち並ぶ複数の建物は、味噌・醤油の製造販売をしていた「東駒屋」。

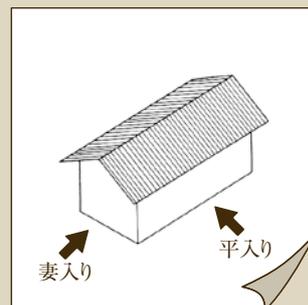


⑧東の枡形 東から西を望む：昭和34年(1959)  
 当時はまだ、枡形が直角に曲がっていたため、正面の家で街道の向こうが見えにくい状態であった。その後、車社会の到来により、枡形は、車が通行しやすいように斜めに拡大され、現在の形になった。



⑨東町の風景 昭和50年代  
 切妻平入り\*の建物が、軒を連ねて建ち並んでいる。現在でも当時の面影が最も残っている町である。

※切妻平入り  
 切妻屋根の入口の位置で次のように呼ぶ。



時が流れても  
 切妻平入りのまち並みは  
 大切に引き継がれてきている



市指定史跡 二川宿本陣

大名や公家などの宿であった本陣。宿場町の中で最も間口が広く、端正なつくり。格式高い表門は本陣のみに建築が許されていた。



二川宿本陣の土蔵

しっくいの白壁と黒い板壁が、引き締まった印象を与えている。

落ち着いた色合いの家々に  
軒や格子が陰影をつくり  
旧宿場町の風情を醸し出している



「駒屋」の土蔵

分厚い土壁の重厚な造りでありながら、しっくいと板壁の明暗の使い分けにより洗練された印象を与えている。



市指定有形文化財 旧商家「駒屋」

江戸時代に質屋や米穀商を営んでいた由緒ある商家。高さを抑えた大屋根と繊細な格子が古きまちの情緒を漂わせている。



市指定有形文化財 旧旅籠屋「清明屋」(左の建物)

庶民の宿であった旅籠屋<sup>はたごや</sup>。落ち着いた瓦葺きの屋根と、木やしっくいを巧みに組み合わせてつくられた壁面が美しい。



国登録有形文化財 西駒屋

二川宿本陣の正面にある味噌・醤油の製造販売所で、本陣とともに風格あるまち並みをつくりだしている。



東の枅形から北に延びる瀬古道

幅約一間の道の両側に駒屋などの外壁が迫り、往時を彷彿とさせる。かつては、松音寺への参道として人々に利用され、道の途中に瀬古町が形成されていた。



東駒屋の建物群

街道に沿って明治から大正時代の建物が建ち並んでいる。古くから味噌・醤油を製造販売していたところで、敷地内には醸造業に使われていた歴史的建造物が残されている。



年に一度  
落ち着いたまち並みを背景に  
華やかな山車が繰り出し  
まちが最も美しくなる時を迎える

### (3) 二川宿の氏神と祭り

当初は離れた村であった二川と大岩は、それぞれ別の氏神を祀り、二川は「二川八幡神社」、大岩は「大岩神明宮」で、それぞれ毎年10月に例祭がおこなわれます。

#### ■ 二川八幡神社

二川八幡神社は1295年に鎌倉鶴ヶ岡八幡宮より勧請して以来、二川の氏神として祀られています。境内には本殿・拝殿・舞台があるほか、宿内の人々が寄進した灯籠が今も残っています。10月の例祭では江戸時代の末期から続いているといわれる御輿渡御がおこなわれ、御神体を載せた御神輿が多数の従者と3台の山車を従えて町内に繰り出します。市内で山車がでるお祭りとしては、最も歴史のあるお祭りと言われています。

#### ② 二川八幡神社の例祭の3台の山車



● 中町の山車



● 新橋町の山車



● 東町の山車

#### ③ 3台の山車の飾り



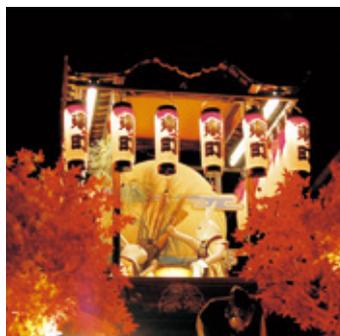
● 中町：和藤内とぼたん

浄瑠璃の主人公の和藤内がもろ肌をぬぎ見栄をきった格好で立ち、手前の菜振り唐子が手足や首を振って愛嬌をふりまきます。



● 新橋町：小野道風と蛙

屋根から垂らした柳の枝に蛙がとびつき、道風は蛇の目傘をさし思案顔の表情です。手前の神主が幣を振ります。



● 東町：うさぎの餅つき

月と雲を背景に二羽のうさぎが杵をかざして餅をついています。新橋町同様、手前の神主が幣を振ります。



例大祭の午後

東の枳形<sup>ますがた</sup>などで世代を越えた舞が繰り広げられる。



二川八幡神社の境内



山車の明かりと  
提灯の暖かな光が  
軒先と繊細な格子を  
美しく浮かび上がらせる



例祭の夜

西の枳形をはじめ3箇所<sup>はやし</sup>で3台の山車<sup>せ</sup>が集まり、お囃子<sup>あ</sup>の競り合  
いで祭りは最高潮に達する。

街道から  
僅かに下がった  
軒下の空間は  
祭りを見物する  
特等席になる

境内に噴きあがる  
力強い天筒花火の姿が  
大岩のまちを活気づける

## ■ 大岩神明宮

大岩神明宮は698年に岩屋山南麓<sup>かんじょう</sup>に勧請<sup>かんとく</sup>したことに起源を持ち、大岩の氏神となっています。境内には本殿・拜殿があり、今も燈籠<sup>とうろう</sup>や手水鉢<sup>ちゆうずばち</sup>などといった江戸時代から残るものもあります。また、毎年10月には例祭<sup>れいさい</sup>が開催され、御神楽奉納<sup>おみくら</sup>、子供御輿<sup>みこし</sup>などのほか、東三河の伝統である手筒花火奉納も行われます。



大岩神明宮拜殿



手筒花火奉納

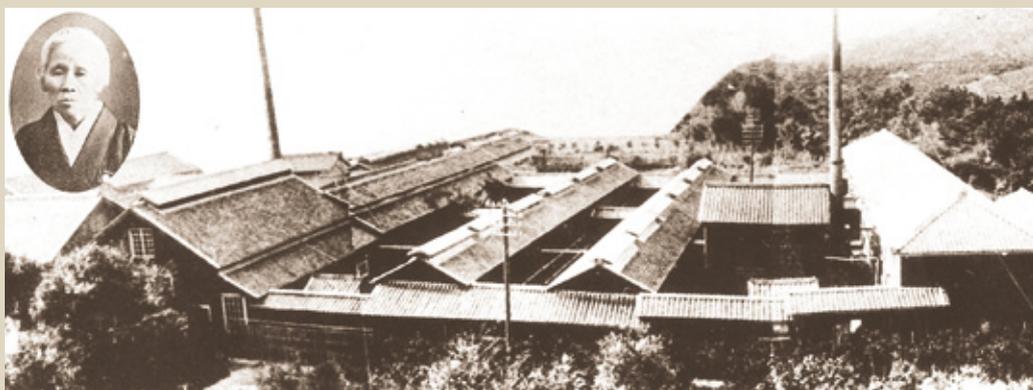
天を焦がす天筒花火が祭りを盛り上げる

蚕都豊橋を支えた  
玉糸製糸は  
大岩から始まった

#### (4) 新たな産業による繁栄

##### ■ 製糸業

明治以降にこの地域を支えた産業は製糸業でした。小淵志ちが大岩町に糸徳社を設立し玉糸<sup>\*</sup>製糸の商品化に成功。糸徳社を始め多くの製糸工場が旧二川宿周辺に建設されました。現在、製糸工場は無くなりましたが、当時の女工さんが通っていた衣料品店や菓子店、美容室などが残り当時の様子を感じさせます。



小淵志ちと糸徳社



玉繭選別場



繰糸工場



玉糸検査及び結束場



二川地区市民館にある糸徳工場跡の碑

<sup>\*</sup>二匹以上の蚕が作った1つの繭のことを玉繭といい、その繭から取った節のある糸のことを玉糸という。

# 3

## まちづくりの方針

二川宿景観形成地区には、江戸時代から引き継がれてきた歴史的なまち並み景観が残り、神社の例祭などを通じて伝統と文化が継承されています。

今後もこれらの環境を大切に、暮らす人や訪れる人にとって魅力あるまちとなるよう、ここに「まちづくりのテーマ」と「まちづくりの基本方針」を定めます。

### ◆まちづくりのテーマ

#### 歴史の薫るまちづくり

- 格子が残り、山車が映えるまち並み —
- 過去と未来、人と人を糸でつなぎます —

### ◆まちづくりの基本方針

- 1 歴史と調和し、伝統が息づく美しいまち並みをつくる
- 2 こちよく落ち着いて暮らせ、誇りに思えるまちをつくる
- 3 訪れる人々が安らぎを感じ、また来たくなるまちをつくる

二川宿のまち並みは、切妻屋根の家々が軒を連ねて建ち並ぶ姿が特徴となっており、その落ち着いた景観は近年まで引き継がれてきています。

そこで、この歴史的な特徴を大切にするとともに、まちづくりが継続されるよう新しい生活様式への適応も考慮し、ここに「まち並み景観の目標イメージ」を定めます。

### ◆まち並み景観の目標イメージ

#### 歴史的な建造物と新たな建物が美しく調和したまち並み

先人たちが築き、受け継いできた「切妻平入りの家々が建ち並ぶ落ち着いたまち並み景観」を大切に、伝統様式の建物とこれらに調和する新しいデザインの建物が美しく調和したまち並みを創造する。

※この方針は、「二川宿まちづくり会」と「大岩町東まちづくり会」、「大岩中まちづくり会」の協定書の方針と整合を図りつくられています。

# 4

## 景観形成基準

### (1) 景観形成基準とは

景観形成基準とは、「まち並み景観の目標イメージ」を実現するために、建築物や工作物などを整備する際に努めることを示したものです。ひとりひとりがこの基準に配慮することで、調和のとれた美しいまち並みをつくることを目指しています。

基準は、ふたつの表に分けて示していますので、工事の内容に応じて使用してください。

#### 表1：まち並み景観形成基準

この基準は、新たなデザインを取り入れながら、二川宿の歴史的な建築物に調和するまち並みを創造するための基準です。

#### 表2：歴史的な建築物の基準

この基準は、二川宿の歴史的な建築物を修復する場合や、これらと同じ伝統様式の建築をおこなう場合の基準です。

#### 次の工事をおこなう場合に使用して下さい

- 表2以外の建築物を新築、増築、改修する場合
- 門、塀を築造、改修する場合
- 設備（照明、空調室外機など）を設置する場合
- 広告物を設置、改造する場合
- 自動販売機を設置する場合
- 建物の前面空間を整備する場合

#### 次の工事をおこなう場合に使用して下さい

- 二川宿の歴史的建築物を修復する場合
- 二川宿の歴史的建築物と同じ伝統様式の建築物を新築、増築、改修する場合

◆ 表1 まち並み景観形成基準

この基準は、新たなデザインを取り入れながら、二川宿の歴史的な環境に調和するまち並みを創造するための基準です。道路などの公共空間から見える範囲に対して適用します。

区 分		基 準
ま ち 並 み		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連続性を大切にする。</li> <li>● 建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>
建 築 物	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。</li> <li>● 道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。</li> </ul>
	屋 根・ <small>ひさし</small> 庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 切妻屋根を基本とする。</li> <li>● 旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。</li> <li>● 勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。</li> <li>● 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。</li> <li>● 色彩は灰色とする。</li> </ul>
	壁 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁や建具に格子のイメージをいれる。</li> <li>● 建具の形は自由とする。</li> <li>● 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。</li> <li>● 壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。</li> <li>● 建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。</li> </ul>
門 ・ 塀		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。</li> <li>● 旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。</li> </ul>
設 備		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。</li> <li>● 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。</li> </ul>
広 告 物		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用以外の広告物は設置しないよう努める。</li> <li>● けばけばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。</li> <li>● 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。</li> <li>● 高さは、建築物の2階(平屋の場合は1階)の軒高を超えないようにする。</li> </ul>
自 動 販 売 機		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。</li> <li>● 建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえる。</li> </ul>
建物の前面空間		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気<sup>※</sup>の修景に努める。</li> </ul>

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物(東駒屋など)を言う。

◆ 表2 歴史的な建築物の基準

この基準は、二川宿の歴史的な建築物を修復する場合や、これらと同じ伝統様式の建築をおこなう場合の基準です。

区 分		基 準
構 造		● 木造
高 さ		● 平屋建て ● 中2階建て(つし2階) ● 2階建て
屋 根	形 式	● 切妻平入り(旧東海道沿いの町家の基本形)
	勾 配	● 4~5寸程度(町家) ● 4~7寸程度(蔵)
	素 材	● 日本瓦葺き(いぶし、銀黒)
	軒の出	● 1.5~4尺程度(町家) ● なし(蔵)
	軒 裏	● 野地板および垂木あらわし ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
	妻	● 破風板 ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
ひし 庇	勾 配	● 4~5寸程度
	素 材	● 日本瓦葺き(いぶし、銀黒) ● 金属板葺き(濃い灰色または黒色)
	庇の出	● 1.5~4尺程度
	庇 裏	● 野地板および垂木あらわし ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
壁 面	素 材	● 板張り ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
	窓	● 木製建具および木製格子 ● 建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。
	出入口	● 木製大戸 ● 木製格子戸 ● 建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。
設 備		● 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。
樋		● 濃い茶色や黒色のもの、または、銅製を基本とする。
そ の 他		● 外部の新設木部は古色仕上げとする。 ● 広告物を設置する場合は、歴史的な建築物にふさわしいものとする。 ● 建築当初の形態が上記の各基準と異なるものは、その形態を基準とする。

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物(東駒屋など)を言う。

# 5

## 基準の解説

### (1) まち並み景観形成基準について

ここでは、「表1 まち並み景観形成基準」について参考例などを紹介しながら解説します。

まち並み

#### 【基準】

- 建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連続性を大切にする。
- 建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連続性を損なわないように努める。

#### 【解説】

個々の建築物のデザインがいくら素晴らしいものであっても、それぞれの建築物の配置や形、色彩などに統一感がないと、建築物の集合体である「まち並み」は美しいものになりません。また、空地が増えるとまち並みが分断されてしまいます。

ここでは、二川宿の歴史的なまち並みの特徴である「切妻平入りの家々が軒を連ねて建ち並ぶまち並み」を大切に、隣同士でつながりをもった美しいまち並みをつくるための配慮を示しています。

新築する建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にあわせましょう。

基準とする歴史的な建築物の例

「生垣」による連続性の配慮例



「板塀」による連続性の配慮例

「庇付きの門」による連続性の配慮例

## 建築物(高さ)

### 【基準】

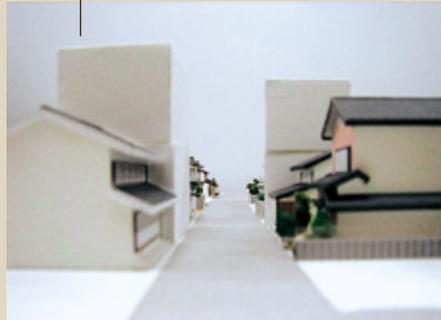
- 道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。
- 道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。

### 【解説】

道幅約6mの旧街道沿いに建つ建築物は、大半が平屋か2階建てとなっており、街道の空間は、歩く人々にとって心地よいものとなっています。街道沿いに高い建築物が建つと、通りに圧迫感や日陰の問題が生じるだけでなく、まち並みの眺めを分断してしまいます。

ここでは、まち並みの連続性を大切にしながら、広がりのある空の眺めと、こちよい通りの空間を保つための配慮を示しています。

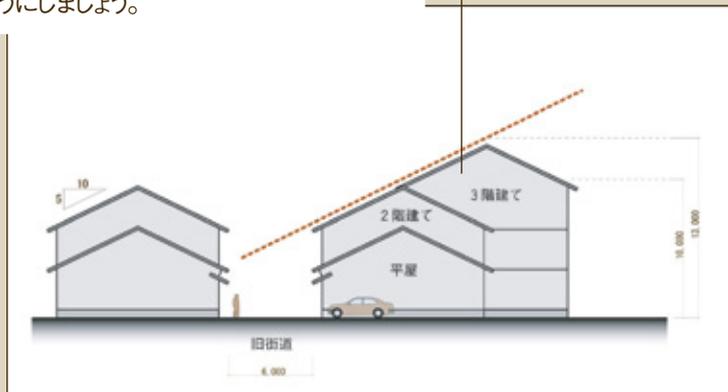
街道沿いに高い建物が建つと、まち並みの眺めが分断されてしまいます。



街道沿いの建物は2階建てまでとし、広がりある空の眺めを大切にしましょう。



街道から後退して建築する場合は、3階建て程度までとし、歴史的な建築物(2階建て)の屋根勾配の延長線を越えないようにしましょう。



## 建築物（屋根・庇）

### 【基準】

- 切妻屋根を基本とする。
- 旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。
- 勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。
- 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。
- 色彩は灰色とする。

### 【解説】

二川宿の歴史的なまち並みの特徴のうち、最も印象深いもののひとつは、屋根と庇です。地域の気候風土にあわせ、雨露や夏の強い日差しをしのぐために軒を深く出し、隣に雨が落ちないように街道へ向けて傾斜させています。深い軒の出は、趣のある陰影と雨宿りなどができるやすらぎの空間をつくりだしています。また、祭りの際には、街道に向けて傾斜する落ち着いた灰色の屋根が、山車の華やかな飾りつけを引き立てる背景となります。

ここでは、まち並みの連続性を大切にしながら、新しい素材にも対応した美しい屋根並みをつくるための配慮を示しています。

旧街道に面する屋根は、道路に向けてゆるやかに傾斜させましょう。

素材は、自由としますが、瓦屋根に調和する落ち着いた質感のものにしましょう。



1階には軒の出のある庇を設けましょう。深い軒の出は、趣ある陰影をつくります。

色彩は、瓦屋根に調和する灰色としましょう。

屋根の色彩の推奨色を、この章の後に示していますのでご活用ください。

## 建築物（壁面）

### 【基準】

- 壁や建具に格子のイメージをいれる。
- 建具の形は自由とする。
- 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。
- 壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。
- 建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。

### 【解説】

二川宿の風情あるまち並みの印象は、壁面の繊細な格子や落ち着いた色彩、自然木などのあたたかな素材感などにより醸し出されています。

ここでは、まち並みの連続性を大切にしながら、新しいデザインや素材にも対応した美しい壁面をつくるための配慮を示しています。

色彩は、濃い茶色や黒色を基調としましょう。白色などの明るい色を使う場合は、濃い茶色や黒色とセットで使い、建物全体が落ち着いて見えるようにしましょう。

素材は、自由としますが、木や漆喰などに調和する落ち着いた質感のものにしましょう。



壁や建具に格子のイメージを入れましょう。格子は、見る角度により建物の表情を変え、豊かな陰影をつくります。



パステルカラーや原色は、まち並みと不調和になるので避けましょう。

壁の色彩の推奨色を、この章の後に示していますのでご利用ください。

## 門・塀

### 【基準】

- 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。
- 旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。

### 【解説】

二川宿のまち並みは、軒先や壁面が、隣同士僅かな違いはありながらも全体としては連続している姿が特徴です。

ここでは、駐車場などにより道路沿いが空地になる場合に、まち並みの連続性を保つために設置する門・塀への配慮を示しています。

旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設け、まち並みの連続性を保ちましょう。庇の高さや勾配などは、歴史的な建築物に調和したものとしましょう。

門に格子戸や側壁を設けたり、隣地境界へ塀や生垣を設けるなど、まち並みの分断をやわらげる工夫をしましょう。

塀を設ける場合は、歴史的な建築物の壁面に調和する位置とし、形や素材、色彩は落ち着いたものとしましょう。



門・塀の色彩の推奨色を、この章の後に示していますのでご活用ください。

# 設備

## 【基準】

- 玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。
- 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。

## 【解説】

建築物には暮らしに必要な様々な付属設備が設けられますが、無造作に設置されると景観を乱してしまう場合があります。逆に、ちょっとした心遣いでまち並みが活きます。

ここでは、夕暮れ時からの落ち着いた景観を演出する照明と、建築物に付属する設備への配慮を示しています。

玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とし、夕暮れ時からの落ち着いたまち並みを演出しましょう。



祭りの提灯のような温かな光で、夜の美しいまち並みをつくりましょう。

空調室外機などの設備は、格子で覆うなど建築物に調和させましょう。



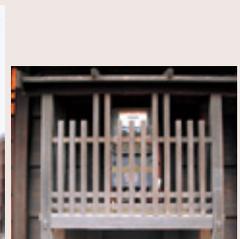
● 空調室外機の覆い



● 消火器箱



● ホース格納箱



● 電気メーター覆い

# 広告物

## 【基準】

- 自家用以外の広告物は設置しないよう努める。
- けげげばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。
- 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。
- 高さは、建築物の2階(平屋の場合は1階)の軒高を超えないようにする。

## 【解説】

広告物は営業活動などに必要なものですが、景観への配慮が不足しているとまち並みの美しさを乱してしまいます。逆に、建築物にうまく調和させた広告物は、まち並みを引き立て、営業活動にも好印象を与えます。

ここでは、建築物に調和し、まち並みを引き立てる広告物への配慮を示しています。

デザインは建築物に調和させ、歴史と文化のイメージを伝えるものにしましょう。派手な広告物は、かえって店の印象を悪くすることがあります。



赤や黄色などの原色の使用は避け、木や布などの自然素材を活かした色彩としましょう。鮮やかな色を使う場合は、藍染や草木染めなどの日本の伝統的な色彩の範囲にとどめましょう。



【基準】

- 色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。
- 建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえる。

【解説】

金属の箱でできた自動販売機は、歴史的なまち並みの調和を乱してしまう場合があります。

ここでは、まち並みに調和した自動販売機への配慮を示しています。

色彩は、歴史的なまち並みにとけ込む茶色や灰色を使用し、建築物に調和させましょう。また、広告シールの貼り付けはできるだけ避け、点滅照明が少ない機種を選びましょう。複数設置する場合は、デザインをそろえ、並べ方にも配慮しましょう。空き缶入れもセットで配慮するとより望ましいでしょう。



本体を建築物などに組み込むことで、まち並みにより調和させることができます。



【基準】

- 緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気の修景に努める。

【解説】

敷地の前面をちょっとした小物や草花などで彩ると、建築物が引き立つだけでなく、まち並みの魅力がいっそう向上します。

ここでは、まち並みの美しさを引き立てる建物の前面空間への配慮を示しています。

和風の植栽や景石などで小庭をつくるとまち並みに風格と潤いが生まれます。



床面に玉石や瓦などを埋め込むと落ち着いた表情が生まれます。



草花を飾るとまち並みが豊かになります。和風の壺や木製のフラワースタンドなどを用いると、より魅力が増すでしょう。



## ■ 建築物等の色彩の推奨色

ここでは、建築物や門・塀の屋根と壁の色彩について、二川宿のまち並みにとって最も望ましい色彩を「推奨色」として示します。

なお、色彩の表示は、日本工業規格(JIS)に定められ、世界共通の基準として用いられている「マンセル表色系」を用います。

### 【マンセル表色系について】

マンセル表色系では、色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素で表現します。

#### 色相

色合いを表します。

R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10種類の基本色を記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。

#### 明度

色の明るさを表します。

0から10の数値で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10は白、0は黒になります。

#### 彩度

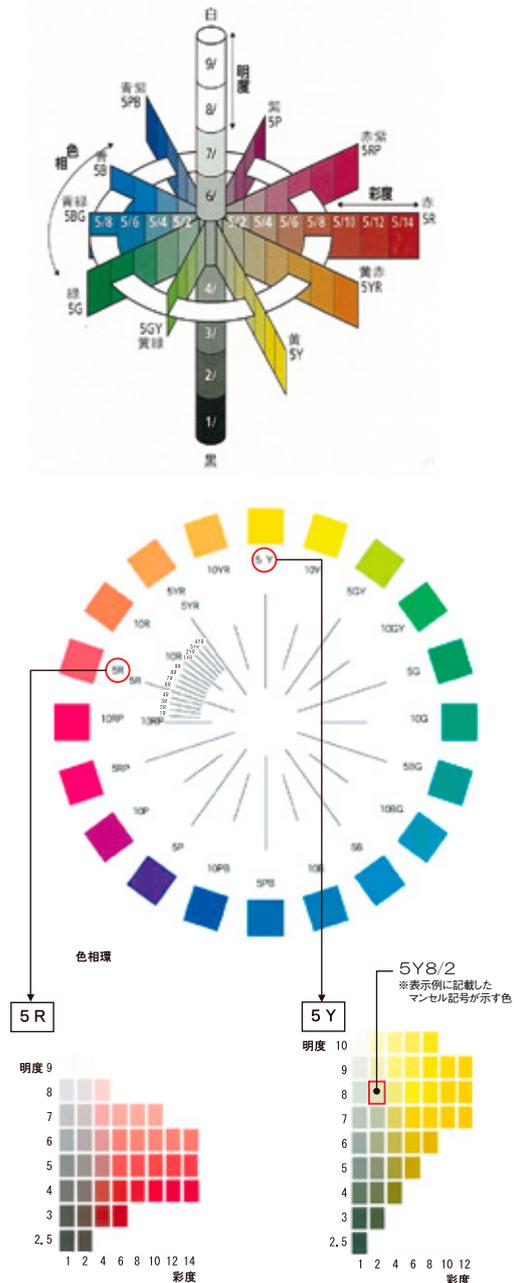
色の鮮やかさを表します。

0から16程度までの数値で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。最高彩度は色によって限界が違うため、色相によって最高の数値が異なります。また、白、黒、灰色は無彩色(記号:N)といい彩度は0です。

色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

**表示例：5Y8/2**

この表示例では、色相は「5Y」、  
明度は「8」、彩度は「2」です。



## ■ 推奨色

### ● 屋根の推奨色について

屋根の推奨色は、二川宿の歴史的な建築物の瓦の色をもとに設定しています。

基本的にどのような色相でも彩度0.5以下であれば色相の違いをほとんど感じず、明度をおさえることで瓦の色と同色と捉えられることから数値を設定しています。

### ● 壁の推奨色について

壁の推奨色は、二川宿の歴史的な建築物の壁や格子の素材である木材やしっくいの色をもとに設定しています。

木材の色である10R～5Yの色相では、落ち着いた木材の色からそれに調和する比較的明るい色までを許容しています。また、色相の違いをほとんど感じない彩度0.5以下の色と無彩色では、しっくい塗りの色に配慮し、白に近い高明度色も許容しています。

なお、高明度色は、広い面積で使用すると二川宿の落ち着いたイメージを損ねてしまうため、濃い茶色や黒色などとセットで使う必要があります。

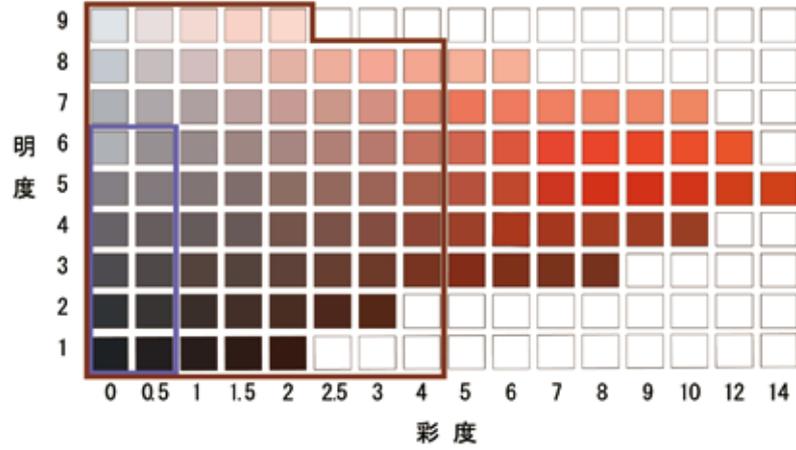
区分	色相	明度	彩度
屋根	制限なし	6以下	0.5以下
壁	10R～5Y	8を超える場合	2以下
		8以下の場合	4以下
	その他(Nを含む)	制限なし	0.5以下



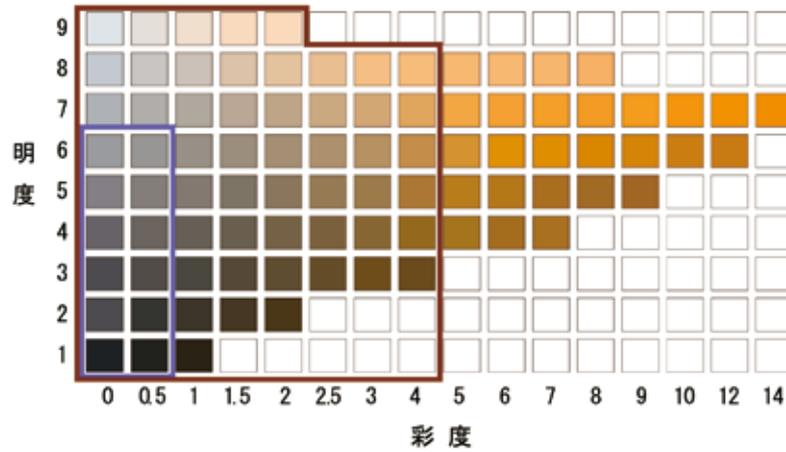
東の枅形付近のまち並みの将来イメージ

■ 推奨色の範囲の例

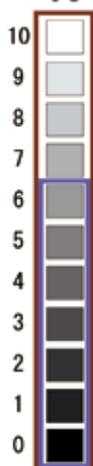
10R



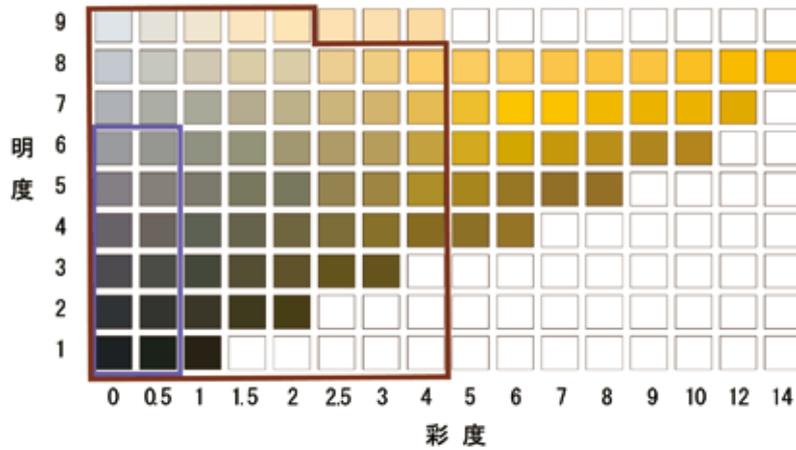
7.5YR



N



2.5Y



凡例

□ : 屋根の推奨色の範囲

□ : 壁の推奨色の範囲

※注意:印刷のため実際のマンセル表色系と色が異なる場合があります。

## (2) 歴史的な建築物の基準について

ここでは、「表2 歴史的な建築物の基準」にあてはまる代表例を紹介します。表2の基準を用いる場合は、ここに紹介する代表例や一般公開されている二川宿本陣資料館などを参考にするとよいでしょう。

### 歴史的な 建築物

#### 【基準】

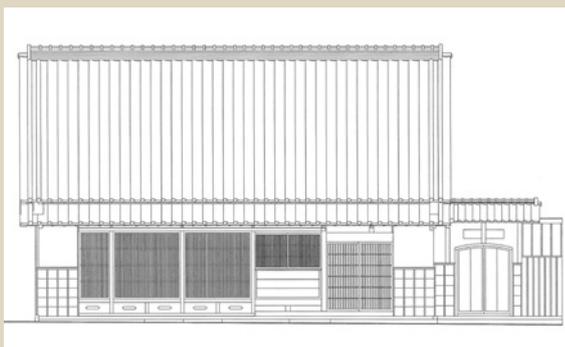
- 表2のとおり

※歴史的な建築物とは、江戸期から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物を言います。戦前までの建築物は、比較的この基準にあてはまるものが多くあります。

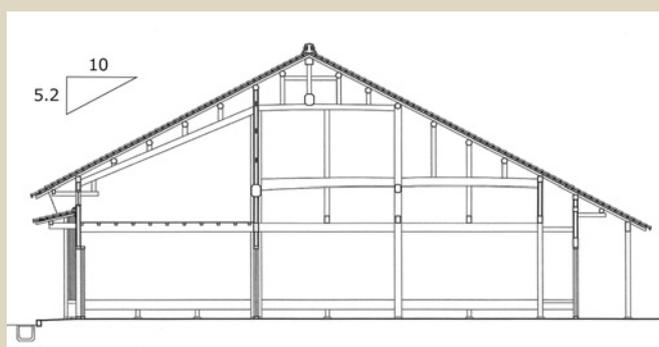
※建築の様式は、建築された年代や用途によって少しずつ違いがあります。また、使用されながらその時々によって改修が加えられている場合もあり、それも歴史的な建築物の特徴のひとつになっていると言えます。

#### 【代表例：旧商家「駒屋」主屋（市指定有形文化財）】

- 建築年代：文化11年(1814) 安政2年(1855) 修繕
- 構造：木造、つし2階
- 業種：商家(質屋・米穀商)
- 屋根：切妻屋根、棧瓦葺き
- 壁：しっくい塗り、板張り
- 軒裏：しっくい塗り、垂木表し
- 1階窓：出格子
- 玄関：引き戸
- 樋：銅製



▲竣工立面図

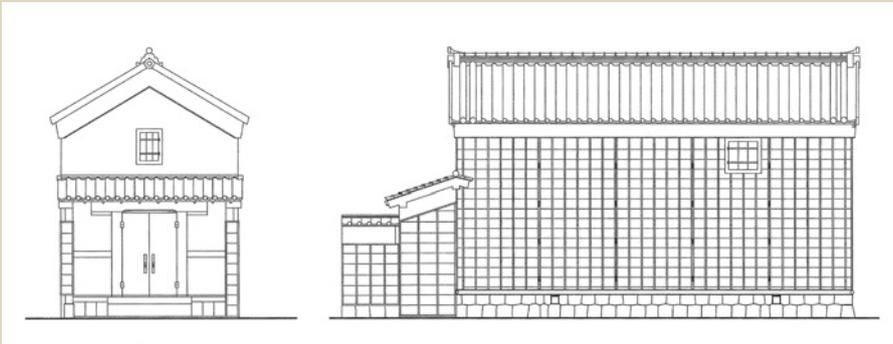


▲竣工断面図

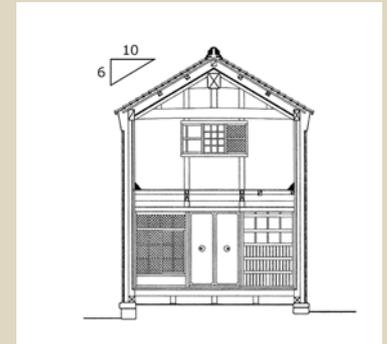


【代表例：旧商家「駒屋」南土蔵（市指定有形文化財）】

- 建築年代：安永3年(1774)または天明元年(1781)
- 構造：土蔵、2階
- 業種：商家(質屋・米穀商)
- 屋根：切妻屋根、棧瓦葺き
- 壁：しっくい塗り、板張り
- 庇裏：しっくい塗り、垂木表し
- 窓：金属製建具
- 出入口：土蔵扉
- 樋：銅製



▲竣工立面図



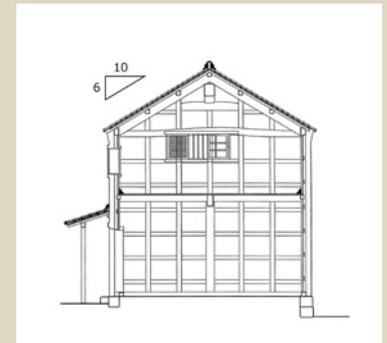
▲竣工断面図

【代表例：旧商家「駒屋」北土蔵（市指定有形文化財）】

- 建築年代：大正期
- 構造：土蔵、2階
- 業種：商家(質屋・米穀商)
- 屋根：切妻屋根、棧瓦葺き
- 壁：しっくい塗り、板張り
- 庇裏：野地板および垂木表し
- 窓：金属製建具
- 出入口：板戸
- 樋：銅製



▲竣工立面図



▲竣工断面図



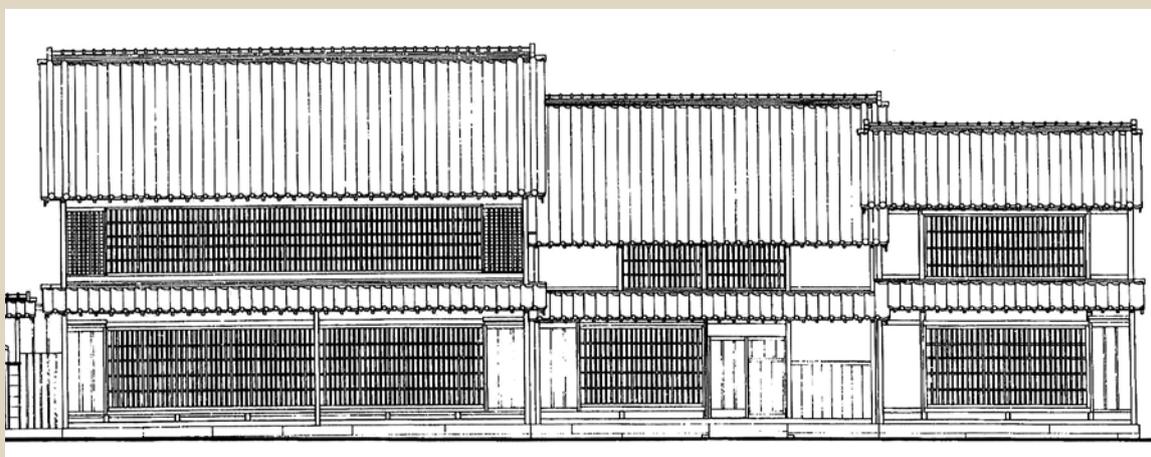
▲南土蔵



▲北土蔵

### 【代表例：東駒屋】

- 建築年代：左から 大正時代、明治時代後期、大正時代
- 構造：木造2階
- 業種：味噌・醤油製造販売業
- 屋根：切妻屋根、棧瓦葺き
- 壁：しっくい塗り、板張り
- 軒裏：しっくい塗り、垂木表し
- 1階窓：出格子
- 2階窓：格子窓
- 玄関：ガラス引き戸、板戸
- 樋：銅製

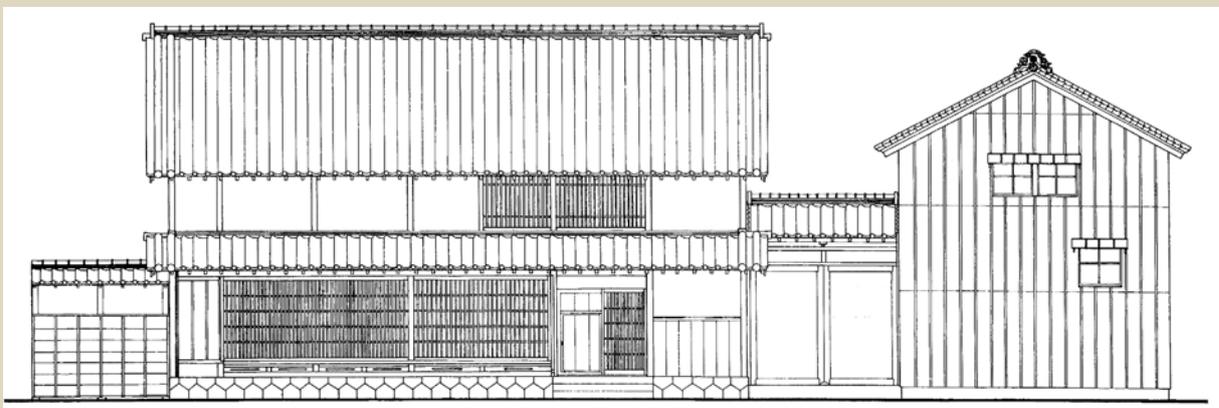


▲復原立面図

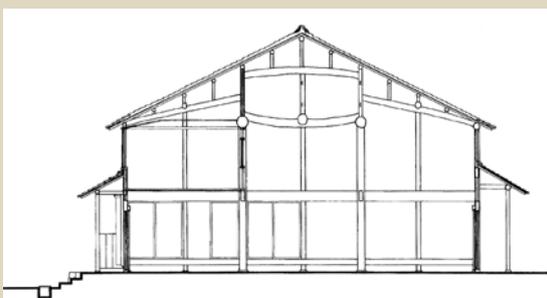


【代表例：西駒屋(国登録有形文化財)】

- 建築年代：左から 明治時代後期、大正時代
- 業種：味噌・醤油製造販売業
- 屋根：切妻屋根、棧瓦葺き
- 壁：しっくい塗り、板張り
- 軒裏：垂木表し、銅板包み
- 1階窓：出格子
- 2階窓：格子窓
- 玄関：ガラス引き戸
- 桶：銅製



▲復原立面図



▲復原断面図



# 6

## 届出のあらまし

景観形成地区内で工事をおこなう場合は、豊橋市まちづくり景観条例に基づき、事前に市への届出が必要です。市は届出の内容がこの基準に適合しているか確認し、必要に応じて助言や指導をおこないます。ひとりひとりが基準に適合するよう努め、統一感のある美しいまち並みをつくりましょう。

### (1) 届出時期

■届出は、行政上の手続(建築確認申請など)の**4週間前まで**(行政手続きを要しない場合は、行為に着手する4週間前まで)をお願いします。

### (2) 届出が必要な行為

#### ■届出対象行為

- ①建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは大規模な修繕・模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
- ②広告物の設置、改造、移転、撤去又は表示内容若しくは色彩の変更
- ③駐車場の設置、屋外設備の撤去等

#### ■届出対象とならない行為

- ①軽微な維持管理行為
- ②災害のために必要な応急措置
- ③工事のための仮設建築物及び仮設工作物の設置
- ④地下に設置するもの
- ⑤除却行為(広告物及び屋外設備は除く)

### (3) 届出書の内容

#### ■建築物・工作物の新築等

- ①届出書  
「まちづくり景観形成地区内行為届出書」
- ②添付図書  
位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真  
※図面は、外観の仕上げ材料や色彩等について具体的に図示し着色してください。
- ③必要部数  
2部(内容の確認処理後、1部を返却します。)

#### ■広告物の設置等

- ①届出書  
「まちづくり景観形成地区内行為届出書」
- ②添付図書  
位置図、配置図、意匠図、現況写真  
※図面は、外観の仕上げ材料や色彩等について具体的に図示し着色してください。
- ③必要部数  
2部(内容の確認処理後、1部を返却します。)

※届出に関する詳細は、豊橋市都市計画課 ☎(0532)51-2616までお問い合わせください。

## 豊橋市まちづくり景観条例

平成4年3月31日 条例第57号  
改正 平成10年12月24日 条例第54号

## 第2章 まちづくり景観形成地区

## (景観地区の指定)

- 第7条 市長は、重点的に景観形成を図る必要がある地区をまちづくり景観形成地区(以下「景観地区」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民その他利害関係人及び豊橋市まちづくり景観審議会の意見を聴かななければならない。
  - 3 市長は、景観地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、景観地区を変更する場合について準用する。

## (整備計画の策定)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により景観地区を指定したときは、当該地区におけるまちづくり景観形成地区整備計画(以下「整備計画」という。)を策定するものとする。
- 2 整備計画は、基本計画に従い当該地区における景観形成に関する方針、基準その他景観形成に関し必要な事項を定めるものとする。
  - 3 前条第2項及び第3項の規定は、整備計画を策定及び変更する場合について準用する。

## (景観地区内における行為の届出)

- 第9条 景観地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為が整備計画に適合するよう努めるとともに、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。
- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは大規模な修繕又は外観の過半にわたる色彩の変更
  - (2) 広告物の設置、改造、移転又は表示内容若しくは色彩の変更

- (3) その他市長が必要と認めた行為

## (整備計画に基づく助言及び指導)

- 第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

## 第6章 雑則

## (委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 豊橋市まちづくり景観条例施行規則

平成4年3月31日 規則第32号  
改正 平成10年2月12日 規則第3号

## (趣旨)

- 第1条 この規則は、豊橋市まちづくり景観条例(平成4年豊橋市条例第57号。以下「条例」という。)第9条、第11条、第12条及び第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (景観地区内における行為の届出)

- 第2条 条例第9条に規定する行為の届出は、行政上の手続(法令の規定により、当該行為に着手する前に行政庁等に対して行うこととされている手続をいう。以下同じ。)に着手する日の4週間前(行政上の手続を要しない行為にあっては、当該行為に着手する日の4週間前)までにまちづくり景観形成地区内行為届出書(様式第1)2通を市長に提出しなければならない。

## (委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 二川宿まちづくり協定

## (目的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

## (名称)

第2条 この協定の名称は、「二川宿まちづくり協定」とする。

## (協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

## (協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路、公園等公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

## (景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

## (住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

## (協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「二川宿」まちづくり会が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

## (協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

## (協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「二川宿」まちづくり会が積極的に働きかけるものとする。

平成20年9月3日

‘二川宿’まちづくり会

この協定は、‘二川宿’まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成19年10月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。

## 大岩町東まちづくり協定

### (目 的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この協定の名称は、「大岩町東まちづくり協定」とする。

### (協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

### (協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路等、公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

### (景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

### (住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

### (協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「大岩町東まちづくり会」が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

### (協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

### (協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「大岩町東まちづくり会」が積極的に働きかけるものとする。

平成23年7月23日

大岩町東まちづくり会

この協定は、大岩町東まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成22年10月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。

## 大岩中まちづくり協定

### (目的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協定の名称は、「大岩中まちづくり協定」とする。

### (協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

### (協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路等、公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

### (景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

### (住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

### (協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「大岩中まちづくり会」が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

### (協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

### (協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「大岩中まちづくり会」が積極的に働きかけるものとする。

平成28年4月30日

大岩中まちづくり会

この協定は、大岩中まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成27年8月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。

平成 19 年 7 月	二川町で住民組織「二川宿まちづくり会」が発足
平成 19 年 10 月	二川宿（二川町部分）を景観条例に基づく「景観形成地区」に指定
平成 19 年 10 月	「二川宿まちづくり会」を景観条例に基づくまちづくり団体に認定
平成 20 年 9 月	「二川宿まちづくり会」が「二川宿まちづくり協定」を締結
平成 21 年 3 月	二川宿景観形成地区整備計画を策定
平成 22 年 7 月	大岩町東で住民組織「大岩町東まちづくり会」が発足
平成 22 年 10 月	二川宿景観形成地区の拡大（大岩町東部分）
平成 22 年 10 月	「大岩町東まちづくり会」を景観条例に基づくまちづくり団体に認定
平成 23 年 7 月	「大岩町東まちづくり会」が「大岩町東まちづくり協定」を締結
平成 23 年 12 月	二川宿景観形成地区整備計画を改訂（大岩町東部分を追加）
平成 25 年 1 月	指定区域のうち瀬古道の区間の表示内容を変更
平成 27 年 4 月	大岩町中で住民組織「大岩中まちづくり会」が発足
平成 27 年 8 月	二川宿景観形成地区の拡大（大岩町中部分）
平成 27 年 8 月	「大岩中まちづくり会」を景観条例に基づくまちづくり団体に認定
平成 28 年 4 月	「大岩中まちづくり会」が「大岩中まちづくり協定」を締結
平成 28 年 5 月	平成 28 年度都市景観大賞（都市空間部門）の大賞（国土交通大臣賞）を受賞
平成 28 年 11 月	二川宿景観形成地区整備計画を改訂（大岩町中部分を追加）



二川宿を中心とした案内図…「東海道線 二川名勝案内」(二川町振興会発行:昭和十年代刊行)より

## 参考文献

- ◆1 「二川 水と緑と歴史のまち(二川地区環境整備基本計画調査報告)」 S60年3月  
発行:豊橋市都市開発部都市計画課  
調査編集:社団法人東三河地域研究センター 豊橋技術科学大学地域研究プロジェクトチーム
- ◆2 「二川宿総合調査報告書」 H11年3月  
編集・著者:愛知大学教授 藤田佳久、愛知大学教授 印南敏秀  
豊橋技術科学大学名誉教授・愛知工業大学教授 小野木重勝  
発行:豊橋市教育委員会
- ◆3 「東海道五十三次宿場展Ⅹ ～二川・吉田～」 H13年2月  
編集・発行:豊橋市二川宿本陣資料館
- ◆4 「豊橋市二川宿本陣資料館展示案内」 H18年3月  
編集・発行:豊橋市二川宿本陣資料館
- ◆5 「校区のあゆみ 二川」 H18年12月  
編集:二川校区総代会、二川校区史編集委員会  
発行:豊橋市総代会
- ◆6 「二川宿古写真展」 H8年4月  
編集・発行:豊橋市二川宿本陣資料館
- ◆7 豊橋市指定有形文化財 商家「駒屋」  
(主屋・脇門・離れ座敷・渡り廊下・茶室・南土蔵・中土蔵・北土蔵・北蔵)保存修理工事報告書 H27年3月  
編集・発行:国立大学法人 豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 泉田 英雄



## 歴史の薫るまちづくり

### 「二川宿景観形成地区」 マークの意味

- 背後の円は、二川の伝統的な味をつくり出した味噌、醤油の「たる」を表現しています。  
まちづくりの活動が将来にわたって続き、質の高い味わいのあるまちとなることを期待してデザインされています。
- 2棟の建物は、二川宿の歴史的な建造物である「切妻平入りの町家」と「蔵」を表現しています。  
宿場町の伝統的なまち並みデザインの基本形が、将来にわたって受け継がれていくことを期待してデザインされています。
- 受け皿の様に横に延びるラインは、ふたつの枡形を有する「二川宿の旧東海道」を表現しています。  
まちづくりの活動が安定し、広がっていくことを期待してデザインされています。
- 人物は、二川宿本陣まつりにも登場する「奴踊り」を表現しています。  
まちづくりの活動が、勢いよく継続することを期待してデザインされています。

◆◆◆ 二川宿景観形成地区整備計画 ◆◆◆

平成28年11月改訂版

発行 : 豊橋市都市計画部都市計画課

TEL : 0532-51-2616

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

